

老人福祉法第 15 条第 4 項の規定に基づく設置認可申請書類一覧

① 認可申請書（別記様式第 26 号の 2(第 16 条関係)）

② 法人登記事項証明書（※）

- ・ 目的に『特別養護老人ホーム』実施の旨の記載が必要。
→記載がない場合：定款変更及び完了後に提出する旨の確約書を添付すること。

（※）以下同じ：指定申請と同時に申請する場合は、どちらか一方を写しにより提出することも可能です。その場合は『原本は●●の申請に添付』と記載してください。

③ 施設長の経歴書及び資格を証する書類

④ 運営規程

⑤ 苦情を処理するために講ずる措置の概要

⑥ 協力病院（歯科医療機関含む）との契約書の写し

⑦ 職員の勤務体制および勤務形態一覧表 ←認可を受ける予定月の 1 か月分のもの

⑧ 嘱託医師との契約書等の写し ←配置医師が嘱託医師である場合

⑨ 職員の資格証・免許証等の写し

- ・ 基準条例において資格要件の定めがある者に限る。
- ・ ユニット型の場合：ユニットリーダー研修の修了証も必要です。

（また、資格証等の氏名が婚姻等により変更している場合は、戸籍抄本等（※）を添付してください。）

★設置が認可され、事業を開始した場合にあっては、新潟市老人福祉法施行細則に基づき『事業開始届(別記様式第27号)』を速やかに提出する必要がありますので、ご留意願います★